

令和2年分 所得税・町県民税 (住民税) のお知らせ



申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)※土・日・祝日を除く。
受付時間 午前8時～正午、午後1時～午後3時30分
 (定員になり次第、受付は終了します。)
受付場所 役場1階 町民税務課③番窓口
 (受付時に内容確認や検温を実施します。)
申告時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時
申告会場 役場2階 第2会議室

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場制限を実施

・1日52名までの入場制限を実施します。午前8時から受付を開始し、定員になり次第、受付終了となります。なお、受付は当日分のみとなります。

受付の流れ

- ・確定申告申込書を記入してください。
- ・受付後、確定申告受付済書を発行します。
- ・発行された確定申告受付済書に記載されている時間までに申告会場へお越しください。なお、待合室は用意していません。

来場時の注意点

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・検温後、37.5度以上ある方は受付できません。
- ・少人数で来場をお願いします。
- ・町内で新型コロナウイルス感染症拡大等が確認された時点で受付を控えさせていただきます。

申告必須事項

- ・事業所得がある方は、収支内訳書が事前に作成されていること。
- ・医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」が事前に作成されていること。
- ※様式は役場③番窓口や国税庁ホームページからダウンロード可能です。

税務署への申告をお願いするケース

- ・株式の配当や譲渡、不動産の

譲渡がある方

- ・住宅借入金特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける方
- ・その他、申告の内容によっては役場での受付ができない場合があります。

申告は期限内に

所得税・町県民税(住民税)の申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定基礎となるものです。申告が済んでいないと、各種保険税等の軽減措置が受けられなかったり、所得証明書等の発行ができない場合がありますので、忘れずに期限内に申告してください。

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、本町に住所がある方で、令和2年次に次の所得があった方(二例)

- ① 営業、農業、不動産、配当等の所得があった方
- ② 公的年金受給者で社会保険料等の控除を受ける人や他の収入があった方

収入が全くなかった方
 医療費控除や各種控除を受けようとする方 など

※青色申告の方は、役場での受付はできません。

お問い合わせ

- ・町民税務課 税務G ☎(84)1966 (直通)
- ・古河税務署 ☎(32)4161 (代表)

申告受付日程表

月/日	曜日	受付対象行政区	町県民税の申告	月/日	曜日	受付対象行政区
			所得税の申告			
2/16	火	元栗橋		3/3	水	元栗橋
2/17	水	川妻		3/4	木	川妻
		大福田				大福田
2/18	木	小手指		3/5	金	小手指
		山王山				山王山
2/19	金	堀之内		3/8	月	堀之内
		冬木				冬木
2/22	月	新幸谷		3/9	火	新幸谷
		小福田				小福田
2/24	水	山王		3/10	水	山王
		両新田				両新田
		土与部				土与部
2/25	木	江川		3/11	木	江川
		幸主				幸主
2/26	金	原宿台		3/12	金	原宿台
3/1	月	指定なし		3/15	月	指定なし
3/2	火	指定なし				

◆指定日に申告できない場合は、必ず期間内に申告をしてください。
 ◆太枠で囲まれている日は、税理士が1名来庁予定です。

◇「確定申告書等作成コーナー」を利用してください

国税庁ホームページから確定申告書を作成できます。画面の案内に従って入力すると、税額などが自動計算されます。作成した確定申告書等は、下記の方法で提出することができます。

- ・印刷して郵送等
- ・e-Tax (イータックス) にて電子送信

◇いつでもどこでもスマホで申告

年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などが利用できます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひスマホ申告を利用してください。